

○環境省令第六号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五十二号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

環境大臣 小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを
新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等)</p> <p>第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類</p> <p>三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類</p> <p>四 (略)</p> <p>3 9 (略)</p> <p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条</p>	<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等)</p> <p>第二条 法第十条第二項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類</p> <p>三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類</p> <p>四 (略)</p> <p>3 9 (略)</p> <p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(新規)</p>

第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

6|| 法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であつて、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。

（第一種動物取扱業者の遵守基準）

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜九 （略）

（削る）

（新規）

（第一種動物取扱業者の遵守基準）

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〜九 （略）

十|| 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。競りあつせん業者にあつて

十・十一 (略)

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許を取得している者であること。

ロ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許を取得している者であること。

ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年

十一・十二 (略)

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

(新規)

(新規)

(新規)

は、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二條の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備えて付けている場合は、この限りでない。

以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。

二 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種別ごとに実務経験と同等と認められる一年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

二 (略)

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

2 (略)

3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）

二 飼養施設の管理に関する方法

(新規)

二 (略)

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

2 (略)

3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一 一年に一回以上受けさせること。

二 一回当たり三時間以上受けさせること。

三 動物の管理に関する方法

四 前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の二 法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該動物の品種等の名称
- 二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所)
- 三 当該動物の生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 四 当該動物を所有し、又は占有するに至った日

三 次に掲げる項目について受けさせること。

- イ 動物の愛護及び管理に関する法令(条例を含む。)
 - ロ 飼養施設の管理に関する方法
 - ハ 動物の管理に関する方法
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。
- (新規)

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け)

第十条の二 法第二十二条の六第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該犬猫等の品種等の名称
- 二 当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
- 三 当該犬猫等の生年月日(輸入等をされた犬猫等であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 四 当該犬猫等を所有するに至った日

- 五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 六 当該動物の販売又は引渡しをした日
 - 七 当該動物の販売若しくは引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
 - 九 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名
 - 十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
 - 十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する第八条第八号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
 - 十二 当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
 - 十三 当該動物の死亡の原因
- 2 前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。
 - 3 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。
 - 4・5 (略)

- 五 当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 六 当該犬猫等の販売又は引渡しをした日
 - 七 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 八 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
 - 九 当該犬猫等の販売を行った者の氏名
 - 十 当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
- (新規)
- 十一 当該犬猫等が死亡（犬猫等販売業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
 - 十二 当該犬猫等の死亡の原因
- (新規)
- 2 法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。
 - 3 (略)
 - 4 (略)

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出)

第十条の三 法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 (略)

4 法第二十一条の五第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

(犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令)

第十条の四 法第二十二条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設(動物(次項に規定する数を超えない場合に限る。))の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。)とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 五 (略)

(犬猫等の個体に関する届出)

第十条の三 法第二十二条の六第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十二条の六第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 (略)

4 法第二十二条の六第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

(犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令)

第十条の四 法第二十二条の六第三項の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設(動物(次項に規定する数を超えない場合に限る。))の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。)とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 五 (略)

- 3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
一 十二 (略)

(第二種動物取扱業の届出等)

第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)

3 (略)

4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 (略)

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)

二 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき(法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたとき)にあつては、その届出をしたとき。この号において同じ。)から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満である

- 3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
一 十二 (略)

(第二種動物取扱業の届出等)

第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)

3 (略)

4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 (略)

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)

二 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき(法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたとき)にあつては、その届出をしたとき。この号において同じ。)から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

もの

三 (略)

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の遵守基準)

第十条の九 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二(第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動

三 (略)

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の遵守基準)

第十条の九 法第二十四条の四において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(新規)

物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあつては、当該」を「当該」と、「第八条第八号」とあるのは「第十条の九第一号」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごと」と読み替えるものとする。

（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）

第十一条 法第二十四条第二項（法第二十四条の二第四項において準用する場合及び法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周

（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）

第十一条 法第二十四条第二項（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周

辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつてしていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三 (略)

四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待を受けるおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一〜六 (略)

(周辺の生活環境の保全等に係る立入検査の身分証明書)

第十二条の三 法第二十五条第六項において準用する法第二十四

住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつてしていると認められる事態とする。

一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三 (略)

四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一〜六 (略)

(新規)

条第二項の証明書の様式は、様式第十二の二のとおりとする。

(飼養又は保管の禁止の適用除外)

第十三条 法第二十五条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 九 (略)

十 国の職員が遺失物法(平成十八年法律第七十三号)の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

十一・十二 (略)

(特定動物の飼養又は保管を行う目的)

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一 動物園その他これに類する施設における展示

二 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用に
三 生業の維持

四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更(イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。)の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目的

イ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 九 (略)

(新規)

十・十一 (略)

(新規)

することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物
ロ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物

五 法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であつて、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管

六 前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条 （略）

2 （略）

一 （略）

二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第三号のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三〇五 （略）

三〇九 （略）

（許可の基準）

第十七条 法第二十七条第一項第二号の環境省令で定める基準は

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条 （略）

2 （略）

一 （略）

二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第二号のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三〇五 （略）

三〇九 （略）

（許可の基準）

第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は

、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(飼養又は保管の方法)

第二十条 (略)

一・二 (略)

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること(既に当該措置が講じられている場合を除く。)

四 (略)

(犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の二 (略)

(所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の三 法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(飼養又は保管の方法)

第二十条 (略)

一・二 (略)

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること(既に当該措置が講じられている場合を除く。)。ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。

四 (略)

(犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の二 (略)

(新規)

-
- 一 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
 - 二 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

別表（第三条第一項及び第九条第一号関係）
（略）

別表（第三条第一項関係）
（略）

様式第 1 (第 2 条第 1 項関係)

3 動物取扱責任者	(1)氏名	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師 <input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経 験場所：) <input type="checkbox"/> 飼養経験 (年、経 験場所：) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等：)
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等：) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等：)
14 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 ま でに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 ま でに該当しないことを示す書類／第 3 条第 6 項に 規定する使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 ままでに該当しな いことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法 の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の見取図／ <input type="checkbox"/> 事業所及び 飼養施設の土地及び建物について事 業の実施に必要な権原を有すること を示す書類／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所 ／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販 売者に限る。)	

様式第 1 (第 2 条第 1 項関係)

3 動物取扱責任者	(1)氏名	(新規) (新規) <input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経 験場所：) (新規)
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等：) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等：)
14 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに 該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物 取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号 から第 7 号までに該当しないことを 示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼 養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付 近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所 ／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販 売者に限る。)	

	□その他 ()
備考	
<p>1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条第 1 項第 5 号の 2、第 6 号又は第 7 号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>10・11 (略)</p>	
様式第 1 別記	
7 4 の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに 6 の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	<input type="checkbox"/> 5 年間保管 <input type="checkbox"/> 帳簿に記載 <input type="checkbox"/> その他 ()

備考	
<p>1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>10・11 (略)</p>	
様式第 1 別記	
7 4 の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに 6 の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	<input type="checkbox"/> 5 年間保管 <input type="checkbox"/> 犬猫等の個体に関する帳簿に記載 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第4 (第4条第1項関係)

3 動物取扱責任者	(1)氏名	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師 <input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経 験場所：) <input type="checkbox"/> 飼養経験 (年、経 験場所：) <input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等：)) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等：))
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 / <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 ま でに該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しな いことを示す書類 / 第 3 条第 6 項に 規定する使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しな いことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 業務の実施の 方法 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養 施設の付近の見取図 / <input type="checkbox"/> 事業所及び 飼養施設の土地及び建物について事 業の実施に必要な権原を有すること を示す書類 / <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所 / <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販
14 添 付 書 類		

様式第4 (第4条第1項関係)

3 動物取扱責任者	(1)氏名	(新規) (新規) <input type="checkbox"/> 実務経験 (年、経 験場所：) (新規) (新規)
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 教 育 (教育機関等：)) <input type="checkbox"/> 資 格 (団体等：))
14 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 / <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに 該当しないことを示す書類 / <input type="checkbox"/> 動物 取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号 から第 7 号までに該当しないことを 示す書類 / <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の付 近の見取図 / <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所 / <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販 売業者に限る。)) <input type="checkbox"/> その他 ()	

	売業者に限る。)) <input type="checkbox"/> その他 ())
備考	
1	「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
2～9	(略)
10	「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
(1)	(略)
(2)	動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条第 1 項第 5 号の 2、第 6 号又は第 7 号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
(3)・(4)	(略)
11・12	(略)
様式第 6 (第 5 条第 1 項関係)	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ())

備考	
1	「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
2～9	(略)
10	「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
(1)	(略)
(2)	動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
(3)・(4)	(略)
11・12	(略)
様式第 6 (第 5 条第 1 項関係)	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ())

様式第 7 (第 5 条第 3 項関係)

7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 役員が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／第 3 条第 6 項に規定する使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	---

様式第 11 削除

様式第 7 (第 5 条第 3 項関係)

7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 役員が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	--

様式第 11 (第 8 条第 10 号関係)

販売時における説明及び確認 (貸出時における情報提供) 実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別

販売

貸出し

年月日	取引の相手方 (氏名) (住所) (登録番号)	取引内容 (種類) (数)	販売		貸出し		説明等 実施者
			現物確認 済・否	対面説明 済・否	顧客確認 済・否	情報提供 済・否	

備考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合に登録番号を記入すること。
- 2 「現物確認」及び「対面説明」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4に基づく販売に係る動物の現在の状態を見せること及び対面による情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これらを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 3 「情報提供」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第8号に基づく情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 4 「説明等実施者」欄には、実施者が複数いる場合には、複数の実施者名を記入すること。

様式第 11 の 2 (第 10 条の 3 第 1 項関係)

(略)

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第 21 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
(略)

5	年度当初に所有していた動物の合計数	犬：	頭、猫：	頭、						
		その他哺乳類：	羽、爬虫類：	頭、	頭					
6	年度中に新たに	4月	5月	6月	7月	8月	9月			

様式第 11 の 2 (第 10 条の 3 第 1 項関係)

(略)

犬猫等販売業者定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第 22 条の 6 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
(略)

5	年度当初に所有していた犬及び猫の合計数	犬：	頭、猫：	頭						
6	年度中に新たに	4月	5月	6月	7月	8月	9月			

所有するに至った動物の月ごとの合計数											
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	犬										
	猫										
	その他哺乳類										
	鳥類										
	爬虫類										
	／	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
	犬										
	猫										
	その他哺乳類										
	鳥類										
8 年度中に死亡の事実が生じた動物	犬										
	／	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
	犬										

所有するに至った犬及び猫の月ごとの合計数												
7 年度中に販売若しくは引渡しをした犬及び猫の月ごとの合計数	犬											
	猫											
	／	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
	犬											
	猫											
	8 年度中に死亡の事実が生じた犬及び猫	犬										
		／	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
		犬										

<p>1 (略)</p> <p>2 <u>令和2年6月1日</u>現在で、既に<u>第一種動物取扱業</u>の登録を受けている者は、<u>令和2年度</u>に係る報告については、5については<u>令和2年6月1日</u>時点の頭数、6から8までについては<u>令和2年6月</u>以降の月ごとの合計数を記載すること。</p> <p>3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「<u>11備考</u>」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>平成25年9月1日</u>現在で、既に<u>動物取扱業</u>の登録を受けている者は、<u>平成25年度</u>に係る報告については、5については<u>平成25年9月1日</u>時点の頭数、6から8までについては<u>平成25年9月</u>以降の月ごとの合計数を記載すること。</p> <p>3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「<u>10備考</u>」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。</p> <p>4 (略)</p>
<p>様式第 11 の 3 (第 10 条の 4 関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">検案書等提出命令</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>22 条の 6</u>に基づき、以下の書類の提出を命じます。 (略)</p>	<p>様式第 11 の 3 (第 10 条の 4 関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">検案書等提出命令</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>22 条の 6 第 3 項</u>に基づき、以下の書類の提出を命じます。 (略)</p>
<p>様式第 11 の 4 (第 10 条の 6 第 1 項関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">第二種動物取扱業届出書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>24 条の 2 の 2</u>の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。 (略)</p>	<p>様式第 11 の 4 (第 10 条の 6 第 1 項関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">第二種動物取扱業届出書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>24 条の 2</u>の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。 (略)</p>
<p>様式第 11 の 8 (第 10 条の 8 関係) (略)</p>	<p>様式第 11 の 8 (第 10 条の 8 関係) (略)</p>

廃業等届出書

第二種動物取扱業者が死亡
 法人が合併により消滅
 法人が破産手続開始の決定により解散
 法人が上記以外の理由により解散

したので、動物の

愛護及び管理に関する法律第24条の4第1項において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

様式第十二(第十一号関係)

(表面)

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律
 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準
 用する場合を含む)及び第二十四条の第三項に規定する立入
 検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
 職 名
 氏 名

生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事(市長)

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りす
 るものとする。

廃業等届出書

第二種動物取扱業者が死亡
 法人が合併により消滅
 法人が破産手続開始の決定により解散
 法人が上記以外の理由により解散

したので、動物の

愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

様式第十二(第十一号関係)

(表面)

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する
 法律第二十四条第一項(第二十四条の四において読み替えて
 準用する場合を含む)に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
 職 名
 氏 名

生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事(市長)

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りす
 るものとする。

(裏面)

<p>動物の受渡及び管理に関する法律抜粋</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、第十九条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（第一種動物取扱業者であつた者に対する処分等）</p> <p>第二十四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第二項若しくは第十六条第二項の規定によりその登録が効力を失ひ、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状態、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設ける場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第二項(第二十四条の四第一項において読み替へて用いる場合を含む)、第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>

(裏面)

<p>動物の受渡及び管理に関する法律抜粋</p> <p>（第一種動物取扱業者の登録）</p> <p>第十條 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に限るもの限り、畜産業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用途の他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く、以下この節から第四節までにおいて同じ)の取扱業(動物の取次ぎ又は代理を含む。次項、第十條第一項第六号及び第二十一条において同じ)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ)、その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六條第一号において「第一種動物取扱業」という。を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)にあつては、その市長とする。以下この節から第五節まで(第二十五條第四項を除く)において同じ)の登録を受けなければならない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>（第二種動物取扱業者の届出）</p> <p>第十四條の二 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ)を設置し、動物の取扱業(動物の採獲し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十條第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という)を業として行うことをいう。以下この条において「第一種動物取扱業」という)を行おうとする者(第十條第二項の登録を受けなければならない者及びその取り扱うとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く)は、第二十五條の規定に基づき同条第一項の規定する都道府県等(以下「届出の取扱いを行う場合」といふ。環境省令で定める場合を除く。飼養施設を設ける場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第二十四條 都道府県知事は、第十九条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第二項(第二十四条の四において読み替へて用いる場合を含む)又は第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>

（表 面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書



所 属
職 名
氏 名
生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

（新規）

動物の愛護及び管理に関する法律第三十
 第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養・保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、
 動物の毛の脱落、多数の花虫の発生等として周辺に生活環境に相なわつていゝ事態として、種報告を定
 める事象が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言を
 することができる。

2 都道府県知事は、前項の措置命令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせて
 いる者に対し、期限を定め、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告する（以下「
 勧告」といふ。）。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとなかつた場合には、
 おそれがある事態として種報告を定めて認めるときは、当該事態を生じさせて
 いる者に対し、期限を定め、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告す
 ることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないこととして認じて、動物が衰弱する等の被害を受ける
 おそれがある事態として種報告を定めて認めるときは、当該事態を生じさせて
 いる者に対し、期限を定め、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告す
 ることができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定の趣旨に必要に応じて、動物の飼養又は保管をしてゐる者に対
 し、制度若しくは保管の状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその様目、当該動物の飼養若
 しくは保管をしてゐる者の動物の飼養若しくは保管に關する趣旨に正し入、飼養施設その動物
 等を検査することができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による正し入に對して準用する。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項
 までの規定による種報告、命令、報告の徴収又は正し入検査に關し、必要な助力を求めらるゝことがある。

第四十七條の三 第二十五条前五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定
 による検査を拒み、妨害、若しくはは妨害した者は、二十万円以下の罰金に處する。

(裏面)

様式第 13 (第 13 条第 11 号関係)
 (略)

特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をする
 ので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 13 条第 11 号
 の規定に基づき下記のとおり通知します。

様式第 13 (第 13 条第 10 号関係)
 (略)

特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をする
 ので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 13 条第 10 号
 の規定に基づき下記のとおり通知します。

(略)

様式第 14 (第 15 条第 1 項関係)

2 飼養又は保管の目的	<input type="checkbox"/> 動物園等における展示 <input type="checkbox"/> 試験研究、 <u>生物学的製剤・食品・飲料の製造</u> <input type="checkbox"/> 生業の維持 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 飼養又は保管の目的に関する説明資料/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条第 1 項第 3 号イからハまでに該当しないことを説明する書類/ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真/ <input type="checkbox"/> 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の保守点検に係る計画 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第 18 (第 18 条第 1 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管変更許可申請書

(略)

様式第 14 (第 15 条第 1 項関係)

2 飼養又は保管の目的	<input type="checkbox"/> 愛がん <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> 試験研究等 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条第 1 項第 2 号イからまでに該当しないことを説明する書類/ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真/ <input type="checkbox"/> 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の保守点検に係る計画 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第 18 (第 18 条第 1 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管変更許可申請書

特定動物の数
飼養・保管の目的
 特定飼養施設の所在地
 特定飼養施設の構造及び規模
 特定動物の飼養又は保管の方法
 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を 変 更

したいので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 1 項の
 規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。
 (略)

5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 飼養・保管の目的に関する説明資料 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

備考

- 1 (略)
- 2 この申請書及び添付書類等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 19 (第 19 条第 2 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管許可変更届出書

特定動物の数
 (新規)
 特定飼養施設の所在地
 特定飼養施設の構造及び規模
 特定動物の飼養又は保管の方法
 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を 変 更

したいので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 1 項の
 規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。
 (略)

5 添付図面等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	--

備考

- 1 (略)
- 2 この申請書及び添付図面等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 19 (第 19 条第 2 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管許可変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
(略)
役員の氏名・住所
特定動物の管理責任者
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を
変
更

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

(略)

備 考

- 1 (略)
- 2 役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が
法第 27 条第 1 項第 3 号のイ又はロに該当しないことを説明
する書類を添付すること。
- 3～5 (略)

氏名・名称・住所・代表者氏名
飼養・保管の目的
役員の氏名・住所
特定動物の管理責任者
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を
変
更

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

(略)

備 考

- 1 (略)
- 2 役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が
法第 27 条第 1 項第 2 号のイ又はロに該当しないことを説明
する書類を添付すること。
- 3～5 (略)

（表面）

<p>年 月 日発行</p> <p>都道府県知事（市長）</p> <p>印</p>	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p>
---	---

備考 この用紙は、日本産業規格 A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十二条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

（表面）

<p>年 月 日発行</p> <p>都道府県知事（市長）</p> <p>印</p>	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p>
---	---

備考 この用紙は、日本産業規格 A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十二条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十一 第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十四条の二第三項若しくは第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十二 第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という)の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
--	---

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十一 第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十二 第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という)の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、第十三条、第十三条の二、第十五条及び第十七条の改正規定並びに様式第十四、様式第十八、様式第十九及び様式第二十一の改正規定は、同年三月二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における法第二十二条第一項の動物取扱責任者の選任の要件については、この省令による改正後の第九条第一号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例による。

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、なお従前の様式によるものとする。